

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 広島支部規約

(名称)

第1条 本支部は一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 広島支部と称する。

(地域)

第2条 本支部の地域は広島県とする。

(事務所)

第3条 本支部の事務局は広島県に置く。

(事業)

第4条 本支部は本会の定款第3条に規定する目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 本会の事業又は本会が国等から委託を受けた事業、又は本支部が再委託を受けた事業

(2) 広島労働局・署等との連携協力する事業、並びに地方公共団体及び関係団体との連携、協力、協調する事業。

(3) 事業場の安全及び衛生の診断並びにこれに基づく指導の実施に関する事業

(4) 労働安全衛生コンサルタントの品位の保持及び業務に必要な教育、指導及び研究の実施並びに講習会等の事業

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員・部会員)

第5条 支部の会員・部会員の定義

(1) 会員

本部の会員又は準会員である者を言う。

(2) 部会員

支部に対し支部運営費を負担した会員を言う。(安全部会員、衛生部会員、共有部会員より構成される。)

(会員資格の取得及び喪失)

第6条 本会の会員は本会への入会と共に支部会員となり、支部退会と共に支部会員の資格を失うものとする。

(支部運営費)

第7条 支部の事業の運営、事務所の維持、行事、会合等の支部活動に必要な経費に充てるため、その参加者から支部運営費を徴収する。

2 前項の金額は別に定めるものとする。

(支部総会)

第8条 支部総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は次のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 幹事会で開催の決議がなされたとき。

(2) 会員の5分の1以上から、総会の目的である事項及び召集の理由を記した書面により、召集の請求が支部長にあったとき。

なお臨時総会は(1)または(2)の請求があった日から6週間以内に支部長は開催しなければならない。

- 4 支部総会は支部長が招集し、支部の運営に関する重要な事項の報告を受け、審議する。
- 5 支部総会は支部長が議長となり、委任状を含む会員の**3分の1**の出席で成立し、議決は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 支部総会に出席できない会員は、書面をもって、又は支部総会に出席する他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 7 支部総会の議事について議事録を作成し、支部総会に出席した会員のうちから議長が指名した者2名が、議事録に記名押印する。
- 8 もし支部総会が成立しなかった場合は、幹事会がその役割を代行する。

第9条 支部には次の役員を置く。

幹事 数名以内

監査監事 2名以内

- 2 幹事のうち、1名を支部長、3名以内を副支部長とする。

(役員の選任)

第10条 役員は、会員のうちから支部総会において選任する。

- 2 役員候補の選定の方法は支部総会にて決定する。
- 3 支部長は幹事の互選により選任し支部総会の承認を受ける。
- 4 幹事の担当は支部長の指名による。
- 5 支部長を変更する時は、「支部長変更願い」を本部に提出し、会長の委嘱を受ける。
- 6 監査監事は、幹事を兼ねることはできない。
- 7 支部長、幹事と監査監事の解職は総会の議決によらなければならない。

(役員等の職務)

第11条 幹事は幹事会を構成し、この規約で定めるところにより、その職務を行う。

- 2 支部長は支部を代表し支部の業務を統括する。
- 3 支部長は会長から委任を受けた事項について対外的な契約行為を行う事ができる。
- 4 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、幹事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- 5 幹事は担当する支部業務を執行する。
- 6 監査監事は役員の業務執行状況を監査し、事業と財産の状況並びに事業報告及び収支決算について監査し監査報告をおこなう。なお支部総会、幹事会等の支部の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 7 事務責任者は支部長を補佐して支部業務を処理する。

(役員の任期)

- 第12条 幹事と監査監事の任期は2年とする。ただし、補選された場合の任期は前任者の残存期間とする。
- 2 幹事と監査監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部の定期総会終了の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 幹事と監査監事は任期が終了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとす

る。

(支部の相談役、顧問、参与)

第13条 支部長は支部の相談役、顧問、参与等を委嘱することができる。

(幹事会)

第14条 本支部に幹事会を置く。

2 幹事会は支部長、副支部長および幹事をもって構成する。

3 幹事会は、支部長が召集し、支部長が議長となり、委任状を含む構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 幹事会は次の職務をおこなう。

- (1) 支部の業務執行の決定
- (2) 幹事の職務の執行の監督
- (3) 事務責任者の職務の執行の監督
- (4) 支部規約、規程、内規等の制定、変更又は廃止
- (5) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(支部内組織)

第15条 支部は、本支部の目的を遂行するため、必要のある時は、幹事会の議決を経て、委員会、部会、グループなどを設けることができる。

2 これらの組織への参加は会員の任意である。

3 支部規約第4条の事業の運営を行う部会に参加するものは、第7条が定める金額を負担するものとする。

4 支部の運営に強く関わる組織の設置、改廃は直近の支部総会に報告するものとする。

(事業年度)

第16条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収益及び費用)

第17条 支部の収益は、次の各号に定めるものとし、支部長がこれを管理する。

- (1) 本部からの交付金等
- (2) 本部からの助成金
- (3) 第4条の事業による収益
- (4) 第7条の参加者からの徴収がある場合はその収入

2 本支部の費用は、本支部の収益をもって支弁する。

3 本支部の会計は、本会会計の一部として決算される。

4 本支部の資産は、本会にて管理される。

(事業計画及び収支予算)

第18条 支部長は、毎事業年度当初に事業計画及び収支予算書を作成し、幹事会の承認を得なければならない。

2 支部長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、幹事会の承認を得なければ

ばならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

3 幹事会で承認を得た事業計画及び収支予算書は、直近の支部総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第19条 支部長は、毎事業年度終了後に事業報告を作成し監査監事の監査を受けた上で、幹事会の承認を経て支部総会に提出し、その内容を支部総会に報告する。

第20条 支部長は、毎事業年度終了後速やかに前年度の収益及び費用を本部に報告する。

2 支部長は、支部総会で議決した事項については、関係資料を添えて支部総会終了後30日以内に本部会長に報告する。

(事務局)

第21条 支部は、事務局を設け、事務責任者を置く。

2 事務責任者を置いた場合または変更した場合は、『支部事務局変更届』により本部に報告する。

3 事務局に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て支部長が定める。

4 事務局には本会定款、支部規約、支部会員名簿、総会、幹事会の議事に関する書類、事業報告および決算報告を備える。その他の書類、帳簿、及び保管期間は別途定める。

(支部内規の制定)

第22条 支部規約の施行について必要な内規等の事項は、幹事会の議決を経て支部長が別に定める。

(支部規約の変更)

第23条 支部規約は、幹事会の決議により変更する事ができる。そして直近の支部総会に報告するものとする。

2 支部規約の変更をした場合は、すみやかに本部会長の承認を得るものとする。

附則

1 この支部規約は平成30年 4月 28日より施行する。

2 この支部規約の施行により、現行の支部規程(規約)は廃棄する。